

## 附属機関等におけるWeb会議マニュアル（委員用）

## 共通事項

- 1) 個人情報や秘密情報を扱う場合は原則利用できません。
- 2) 会議録は書面で作成します。
- 3) 会議映像を録画・撮影等することは禁止します。
- 4) 市主催の会議の場合、原則 Cisco 社の Webex Meetings を使用します。
- 5) 自宅等、外部からの接続に際しては、自身の機器と通信環境を御利用ください。  
会議室で出席される場合は、市で機器・通信環境を用意します。

## 事前準備

会議に参加するためには、①スマートフォンまたはタブレットからの参加、②PCからの参加の2通りがあります。

- 1) スマートフォンまたはタブレットでの参加

アプリのダウンロードが必須となります。

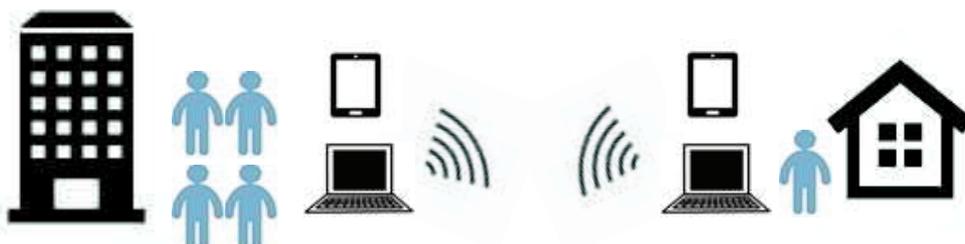
「Webex Meetings」アプリのダウンロードをお願いします。（無料）

- 2) PCでの参加

Webex の HP より、Webex Meetings のデスクトップアプリをダウンロードし、インストールしてください。（<https://www.webex.com/ja/downloads.html>）

（Webブラウザでの参加も可能です。初回に「プラグイン」のインストールの表示が出た場合は、表示に従いインストールしてください）

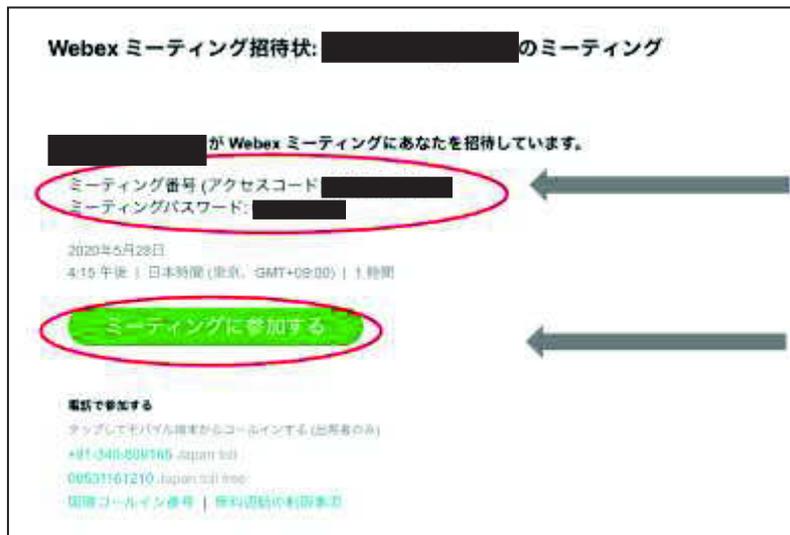
※参加するだけであれば、サインイン（ユーザー登録）は不要ですが、しておくとな名前やメールアドレスを都度入力する手間がなくなります。どちらでも結構です。



## 会議招待

1) 事務局（市）より、事前に伺っているメールアドレスに招待メールが送られます。

### 【メール画面イメージ】



ミーティング番号とミーティングパスワードがメール内に表示されています。

「ミーティングに参加する」を選択すると、会議に参加できます。

- メールより、「ミーティングに参加する」をクリック  
または、
- アプリを開き、「参加」→「ミーティング番号」入力→「ミーティングパスワード」入力してください。
- サインイン(ユーザ登録)していない場合は、メールアドレス(招待されたアドレス)と、お名前(会議で表示させる名前)の入力が求められるので入力してください。

### 【アプリ起動画面】



## 会議の参加

以下のミーティング参加画面が表示後、「参加」を選択し会議にすることができます。



## 基本的な操作

画面の下にメニューバーがあります。



○音声を最初にオンにしたときは「インターネット通話」を選択してください。

○映像を最初にオンにしたときは「自分のビデオを開始」を選択してください。

## その他注意事項

- ・ 委員以外の人物や映したくないものが映り込まないようにご注意ください。避けられない場合は、背景画像（仮想背景）の御使用等をお願いします。
- ・ 通信が途絶えた等の場合は、事務局へ連絡してください。
- ・ 個人情報や機密情報などは発言しないよう十分に御注意ください。
- ・ 委員以外の方と同席して参加することはお辞めください。
- ・ Web会議映像の録画・録音は原則禁止します。
- ・ 発言の際は、挙手し、委員長から指名された後、ミュートを解除して御発言ください。発言後は「発言は以上です」と伝えた上でミュートに切り替えてください。

## 貸出諸室の定員について

資料②

現状の計画（素案）に記載している定員は、多目的室01の定員を150人（椅子のみの場合の人数）として、各部屋の面積で按分して算定した人数を定員としておりました。

今回、定員について、多目的室のレイアウトを考慮したうえで改めて精査し、市内集会施設の1人あたりの面積の平均値を参考としつつ、実際に机・椅子を配置できる人数を定員としました。

施設名	室名	面積	実際のレイアウトから算出		市内集会施設の平均から算出	
			定員	1人当たりの面積	定員	1人当たりの面積
(仮称) 新福祉会館	多目的室01 (A・西側)	76㎡	36人	2.11㎡	40人	1.88㎡
	多目的室01 (B・東側)	69㎡	36人	1.92㎡	37人	
	多目的室02	38㎡	21人	1.81㎡	20人	
	多目的室03	29㎡	12人	2.42㎡	15人	
	多目的室04	41㎡	21人	1.95㎡	22人	
	多目的室05	29㎡	12人	2.42㎡	15人	
	多目的室06 (視聴覚室)	84㎡	42人	2.00㎡	45人	
	多目的室07	43㎡	18人	2.39㎡	23人	
	多目的室08	27㎡	12人	2.25㎡	14人	
	調理実習室	63㎡	25人			

※（仮称）新福祉会館の貸出諸室の面積については、変更になる場合があります。

### 【参考】市内集会施設の定員・1人当たりの面積

施設名	室名	面積	定員	1人当たりの面積
市民会館 (萌え木ホール)	A会議室	108㎡	66人	1.64㎡
	B会議室	54㎡	30人	1.80㎡
東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	A会議室	57㎡	24人	2.38㎡
	B会議室	50㎡	18人	2.78㎡
前原暫定集会施設	A会議室	93㎡	54人	1.72㎡
	B会議室	75㎡	45人	1.67㎡
	C会議室	63㎡	36人	1.75㎡
婦人会館	集会室A	35㎡	18人	1.94㎡
	集会室B	31㎡	18人	1.72㎡
上之原会館	集会室A	45㎡	30人	1.50㎡
	集会室B	35㎡	22人	1.59㎡
	集会室C	25㎡	12人	2.08㎡
前原町西之台会館	集会室A	119㎡	63人	1.89㎡
	集会室B	59㎡	24人	2.46㎡
桜町上水会館	集会室A	48㎡	37人	1.30㎡
	集会室B	35㎡	19人	1.84㎡
平均値				1.88㎡

## 市内公共施設の使用料金等比較表

資料③

施設名	使用料金の徴収の有無	減免規定
(仮称) 新福祉会館	有料 (別紙参照) ※市外団体の料金は市内の1.5倍	<p>【免除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内団体が組織する者の半数以上が障がい者である団体</li> <li>・市内団体が社会的な支援を必要とする者の利益の増進に寄与する活動を行っている団体がその目的のために使用するとき</li> <li>・市内団体が生涯学習活動団体、文化活動団体、自治会・町会・高齢者グループ・子ども会等の地域活動団体がその目的のために使用するとき</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が必要であると認めるときには、市長が必要であると認める額を減額又は免除</li> </ul>
旧福祉会館	無料	-
公民館	無料	-
集会施設	施設により無料と有料に区分 (有料施設は別紙参照) ※市内外で料金差なし ※有料施設で、営利を目的として使用する場合又は入場料等を501円以上徴収する場合の使用料は、当該使用料に100分の200を乗じて得た額とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校が児童・生徒の教育を目的として使用するとき。 2分の1減額</li> <li>・官公署が行政目的のため使用するとき。 2分の1減額</li> <li>・社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体が市長が特に認めたものが使用するとき。 10分の3減額</li> <li>・市が行政目的のため使用するとき。 免除</li> <li>・その他、市長が特に認めたとき。 2分の1減額又は免除</li> </ul>

## 市内公共施設の使用料金等比較表（市内団体料金）

別紙
----

施設名	室名	面積	定員	1時間単価
(仮称) 新福祉会館	多目的室01 (A・西側)	76㎡	36人	500円
	多目的室01 (B・東側)	69㎡	36人	400円
	多目的室02	38㎡	21人	300円
	多目的室03	29㎡	12人	200円
	多目的室04	41㎡	21人	300円
	多目的室05	29㎡	12人	200円
	多目的室06 (視聴覚室)	84㎡	42人	500円
	多目的室07	43㎡	18人	300円
	多目的室08	27㎡	12人	200円
	調理実習室	63㎡	25人	400円

※(仮称)新福祉会館の貸出諸室の面積については、変更になる場合があります。

施設名	室名	面積	定員	1時間単価
市民会館 (萌え木ホール)	A会議室	108㎡	66人	500円
	B会議室	54㎡	30人	300円
東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	A会議室	57㎡	24人	300円
	B会議室	50㎡	18人	300円
前原暫定集会施設	A会議室	93㎡	54人	500円
	B会議室	75㎡	45人	400円
	C会議室	63㎡	36人	300円
婦人会館	集会室A	35㎡	18人	100円
	集会室B	31㎡	18人	100円
上之原会館	集会室A	45㎡	30人	100円
	集会室B	35㎡	22人	100円
	集会室C	25㎡	12人	100円
前原町西之台会館	集会室A	119㎡	63人	200円
	集会室B	59㎡	24人	100円
桜町上水会館	集会室A	48㎡	37人	100円
	集会室B	35㎡	19人	100円

※集会施設については、会議室と集会室のみ掲載しています。

## 市外公共施設の使用料金等比較表

施設名	使用料金の徴収の有無	減免規定
三鷹市生涯学習センター (学習室)	有料 (別紙参照) ※市外団体の料金は市内の1.5倍 ※入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者(児)で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除</li> <li>・市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用する場合 全額免除</li> <li>・三鷹市の助成金を受けている福祉団体が行う事業又は当該事業に準じた事業で市長の認定を受けたもので、条例別表に掲げる料理実習室を使用する場合 全額免除</li> <li>・指定管理者が主催又は共催する事業に使用する場合 全額免除</li> <li>・市長が別に定めるところにより、あらかじめ三鷹市に減額利用の登録をした団体が、学習又は会議の目的のために使用する場合 2分の1減額</li> <li>・使用料を口座振替の方法により納入する場合において、使用者の責によらない理由で使用できない場合、使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市若しくは指定管理者の都合により使用を取り消した場合 全額免除</li> <li>・前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合 市長がその都度定める割合</li> </ul>
三鷹市福祉センター (会議室)	有料 (別紙参照) ※市外団体の料金は市内の1.5倍 ※入場者から入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、市内団体の使用料の3倍の額とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者(児)で組織する市内の団体が使用する場合 全額免除</li> <li>・市内の公共的団体及び生涯学習活動を主たる目的とする市内の自主グループの連合組織が、広く市民を対象とした行事又は講座に使用する場合 全額免除</li> <li>・市長が別に定めるところにより、あらかじめ三鷹市に減額利用の登録をした団体が学習又は会議の目的のために使用する場合 2分の1減額</li> <li>・使用料を口座振替の方法により納入する場合において、団体使用者の責によらない理由で使用できない場合、団体使用者が使用日の7日前までに使用の取消しを申請した場合又は三鷹市の都合により使用を取り消した場合 全額免除</li> <li>・前号に掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める場合 市長がその都度定める割合</li> </ul>
小平市福祉会館 (集会室等)	有料 (別紙参照) ※市外団体の料金は部屋により異なるが、市内の1.4～1.6倍	<b>【使用料の免除基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から直接指導、育成又は援護を受けている社会福祉団体が福祉活動のために使用する場合</li> <li>・官公署が市民の福祉活動のために使用する場合</li> <li>・前号以外の社会福祉事業を目的とする団体が福祉活動のため使用する場合</li> <li>・その他、市長が特に必要と認めた場合</li> </ul>
所沢市地域福祉センター (多目的室等)	有料 (別紙参照) ※市内外で料金差なし	<b>【使用料の減免】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体が主催し、又は共催する事業のための利用であるときとする。</li> <li>・行政機関が委嘱し、又は任命した委員によって構成される団体がその委嘱され、又は任命された委員の職務を行うために実施する事業</li> <li>・公共性又は公益性が高く、住民の福祉の向上に寄与する事業であって、次に掲げるいずれかの事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 障害者団体又はボランティア団体がその設置目的を達成するために実施する事業</li> <li>イ その他地域福祉を推進する事業として市長が必要と認める事業</li> </ul> </li> <li>・障害者が利用するときその他市長が必要と認るとき</li> </ul>

## 市外公共施設の使用料金等比較表（市内団体料金）

別紙
----

全ての施設において、3時間又は2時間の利用枠に基づき、使用料金が設定されている。

### 三鷹市

施設名	室名	面積	定員	3時間単価	1時間単価
生涯学習センター (元気創造プラザ内)	学習室 1	67㎡	30人	2200円	800円
	学習室 2	64㎡	30人	2200円	800円
	学習室 3	67㎡	30人	2200円	800円
	学習室 4	31㎡	17人	900円	300円
	学習室 5	43㎡	24人	1500円	500円
	学習室 6	41㎡	18人	1400円	500円
	学習室 7	44㎡	24人	1500円	500円
福祉センター (元気創造プラザ内)	会議室 1～4	41～47㎡	25人	1500円	500円

※生涯学習センターの1時間単価は、繰り上げ・延長利用の料金を記載。

※福祉センターの1時間単価は、3時間単価を3で除して算出した。

### 小平市

施設名	室名	面積	定員	3時間単価	1時間単価
福祉会館	第1集会室	109㎡	84人	1500円	500円
	第2集会室	77㎡	48人	1200円	400円
	第3集会室	35㎡	30人	700円	230円
	第4集会室	33㎡	14人	700円	230円
	第5集会室	33㎡	24人	700円	230円
	談話室	37㎡	16人	700円	230円

※福祉会館の1時間単価は、3時間単価を3で除して、下1桁を切り捨てで算出した。

### 所沢市

施設名	室名	面積	定員	2時間単価	1時間単価
地域福祉センター (こどもと福祉の未来館内)	多目的室 1号	89㎡	40人	320円	160円
	多目的室 2号	90㎡	40人	320円	160円
	多目的室 3号	60㎡	30人	320円	160円
	多目的室 4号	90㎡	39人	320円	160円
	ボランティア活動室1号	43㎡	18人	160円	80円
	ボランティア活動室2号	46㎡	18人	160円	80円

※地域福祉センターの1時間単価は、2時間単価を2で除して算出した。

## 貸出諸室の使用料金・減免について

資料④

項番	委員名	頁数	意見・提案	市の考え
1	菅沼委員	28	<p>使用料金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p28の使用料金は、「小金井市受益者負担基準」に基づき計算されたものでしょうか？それとも、まだ、諸費用の詳細が出ておらず、他の施設を参考として、決めたものでしょうか？</li> </ul>	<p>使用料金については、旧福祉会館における状況等を勘案しつつ、小金井市受益者負担基準に基づき、現時点で考えられる情報を基に算出しています。また、他市の類似施設の使用料金についても参考としています。</p>
2	諏訪間委員	28	<p>■利用料金について</p> <p>※そもそも営利利用と利用料金を切り離して議論するのは無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>たとえば、上之原会館はAB室をふたつ借りて200円、80㎡、定員は52名。それに比べると多目的室01は76㎡で定員36名で500円。</p> <p>かなり高い設定に見える。上之原会館の場合、倍の値段になると営利ありにできる。</p> <p>ちなみに上之原会館は営利ありの設定だが、なにか弊害が起きているのかどうか伺いたいです。感覚的に、福祉施設の多目的室ならこのくらいの価格設定が妥当に思えます。他市であれば子どもと福祉の未来館くらいなら許容範囲。</p>	項番1参照
3	菅沼委員	29	<p>使用料金の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p29の免除規定は、これでよいと思う。(すなわち、対象は、p26の登録区分のうちAとBの団体を対象と理解)</li> <li>・ただし、減額規定を追加すべきです。</li> </ul> <p>例えば、9月10日配布資料「市内公共施設の使用料金等比較表(案)」の集会施設の規定のごとく考えを入れる。</p>	<p>現状の計画(素案)では、市内団体で福祉関係団体や生涯学習団体等については、活動目的のために利用するときは、使用料金を免除する規定としております。</p> <p>また、「市長が必要であると認めたときには、市長が必要であると認める額を減額又は免除」としており、上記規定にて例外的な場合も対応できると考えております。</p>

## 貸出諸室の貸出備品等について

資料⑤

(仮称) 新福祉会館の貸出諸室における貸出備品等について、事務局想定・委員からのご意見を以下のとおりまとめました。今後、いただいたご意見を参考に、必要性等を考慮し、貸出備品等については決定していきます。

提案者	名称
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>①マイク</li> <li>②スピーカー (P Aシステム)</li> <li>③スピーカースタンド</li> <li>④マイクスタンド</li> <li>⑤パソコン</li> <li>⑥LANケーブル</li> <li>⑦展示用パネル</li> <li>⑧調理実習室の調理器具、食器</li> </ul>
坂野委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①案内スタンド ←部屋内の入口に立て参加者を案内し誘導するため。</li> <li>②電源タップ 延長コード ←これは参加者にパソコンを利用してもらいつつ講習や講義を行う時に参加者の席にパソコン用電源を供給するため。</li> <li>③プロジェクター</li> <li>④移動式ホワイトボード及びそのペンとボード拭き</li> <li>⑤Bluetooth トランスミッター ←講師の手許資料(音声資料含む)をBluetooth機能の無い機器から参加者のパソコンやスマホに送信するため。</li> <li>⑥懐中電灯</li> </ul>
菅沼委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①固定式映像機器の設置 7年前にできた公民館貫井北分館学習室の設備並みにはしてほしい。 p25に40㎡程度の諸室は、プロジェクターとスクリーン設置とある。 ・むろん上記は、固定式のもですね。 ・さらに、埋め込み式の固定のスピーカーシステムを設置してほしい。 ・上記の全体の制御システム機器も固定式とする。費用の問題があれば、移動式の制御システム機器(貫井北ではAVラック)等が数台必要です。 ・今回は無線LANが入るはず。もし、有線であれば、上記のプロジェクター、スピーカーへの入力端子を設置のこと。</li> <li>②視聴覚室にピアノを置く</li> <li>③マイク・ピンマイクの追加</li> <li>④白板は固定式設置?もし、なければ、数台、移動式が欲しい。</li> </ul>
邦永委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①プロジェクター・スクリーン</li> <li>②保育スペース用マット・おもちゃ</li> <li>③ダンスや体操に使うマット</li> <li>④コーラスの伴奏用ピアノ、キーボード</li> <li>⑤延長コード</li> <li>⑥ホワイトボードとペン、磁石</li> <li>⑦看板、めくり台、イーゼル</li> <li>⑧姿見(鏡)</li> <li>⑨脚立</li> <li>⑩台車</li> </ul>
平野委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ポインター</li> <li>②ホワイトボード、マーカー</li> <li>③大型テレビ</li> <li>④ブルーレイ・DVD機器</li> <li>⑤延長コード</li> <li>⑥HDMIケーブル</li> </ul>
諏訪間委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>①以前お話したWiFi接続出来るポケットWiFiは貸出備品として必須だと思われます。(LANコネクタのない端末が現代は多いです)</li> <li>②イベントをする際のタイトル看板用のパネル、もしくはバトンなど</li> <li>③ブルーレイなどのディスクを再生出来る機器</li> <li>④プロジェクタースクリーン、プロジェクター</li> <li>⑤ホワイトボード</li> </ul>

質問・意見に対する回答表

資料⑥

項番	質問者	頁数	質問	回答
1	坂野委員	27～28	<p>【質問】 使用料金を検討する上で新たな各貸出諸室の利用率はいくらを想定していますか。また、以前の福祉会館の利用率の実績はどうでしたか。</p>	<p>現状、各貸出諸室の利用率について、想定の数値は算定しておりませんが、利用時間単位を1時間毎とするとともに、最大16時間（月4回）の利用制限を設けることで、より多くの方に利用していただきたいと考えています。 旧福祉会館における利用率は、平成27年度事務報告書によると、公民館部分が62.5%となります。なお、市内集会施設の実績として、市民会館が令和元年度実績で55.9%、前原暫定集会施設が令和元年度実績で52.8%となります。</p>
2	坂野委員	30	<p>【質問】 市民アンケートには回答者の氏名と住所を記載してもらいますか。</p>	<p>市民アンケートの内容や様式については、現段階では未定です。今後、アンケート内容を検討する中で、氏名等の記載について決定していきます。</p>
3	坂野委員	30	<p>【意見】 前回の当委員会において、当委員会に対する「質問・提案シート」には責任を持って提出してもらうために個人名はきちんと書いてもらう、との意見でまとまりましたが、そうであれば内容の一層の重要性に鑑みればこの市民アンケートの方も記名となるのではないのでしょうか。しかし、記名とした場合に諸点についての反対意見が多数、スムーズに出てこない懸念があります。</p>	<p>項番2参照</p>
4	坂野委員	31	<p>【意見】[文章表現の訂正案] 31頁5行目の「多機能・複合化による施設整備は、……が見込まれます。」を「多機能・複合化による施設整備によって、……」として読みやすくしてはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「多機能・複合化による施設整備は」改め、「多機能・複合化による施設整備によって」と修正いたします。</p>

質問・意見に対する回答表

資料⑥

項番	質問者	頁数	質問	回答
5	坂野委員	32	<p><b>【意見】</b>                      新福社会館は災害時避難場所ではなく、「災害活動の中心的拠点」(＝司令塔)となるのですから拠点としての確に機能させるために開館中に災害が発生した時には速やかに会館利用者全員に退館してもらうことが必須です。従って当会館の運営上、①利用者に避難場所ではないことを確実に理解してもらい、混乱なく退出する手順を事前徹底すること、②当会館のこの機能を全市民への事前周知も確実にを行うこと、③夜間や祝日など庁舎に現在する職員が少ない時間帯であっても利用者退出誘導と(間違っ訪れる)来館者の拒絶の体制を確保すること、が不可欠です。大災害時に利用者が会館内に居残りうることが今回の複合施設化の最大のデメリットでありリスクでしょう。これらについて最も効果的な具体的対処策は何かを討議したく思います。(なお、当会館駐車場も同様で市民が避難場所だと勘違いして占拠すると緊急車両の乗り入れや救援物資の集積等ができなくなります。)</p>	<p>貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>
6	坂野委員	32	<p><b>【質問】</b>                      自立した建物として非常用発電設備で7日以上維持できる機能はどの範囲でどの程度ですか。とりわけ冷暖房や空調は真夏や厳寒の時期にフルに7日間継続して使えますか。また下水道が破断しても使用できるトイレの容量はいくら(何回分)ですか。</p>	<p>非常用発電設備で供給しているものは、照明、コンセント、空調などがあります。災害対策本部等、災害時に使用するスペースを7日間稼働できるよう非常用発電設備を設置しています。また、新庁舎のトイレは発災時に使用できるよう計画しています。</p>
7	菅沼委員	事前送付資料②	<p>各室の定員について                      9月10日配布資料の「市内公共施設の使用料等比較表(案)」の資料で、各室の定員を本資料P25の表の定員のほぼ2分の1と変更している。                      例えば、多目的室01は、本資料では78人としているが、今回の資料では36人とほぼ半減している。(コロナ対策の定員の2分の1を考慮したのですか?)                      ・各室の一人当たりの面積の市としての標準的な基準はないのか?                      ・2019年の基本設計時のワークショップでは、2室連結で、100人以上の部屋の設置の意見が出されている。本資料で、多目的室01の西側と東側を連結すれば、159人となり、この案が採用されたと思って感謝していた。しかし、今回の資料では、これが72人となる。上記の意見は反映されないのか。連結して100名以上の収容の部屋は確保してほしい。                      ・提出資料で内容が異なるのは困る。きちんと理由を説明してほしい。</p>	<p>現状の計画(素案)に記載している定員は、多目的室01の定員を150人(椅子のみの場合の人数)として、各部屋の面積で按分して算定した人数を定員としておりました。                      今回、定員について、多目的室のレイアウトを考慮したうえで改めて精査し、市内集会施設の1人あたりの面積の平均値1.88㎡を参考としつつ、実際に机・椅子を配置できる人数を定員としました。</p>

質問・意見に対する回答表

資料⑥

項番	質問者	頁数	質問	回答
8	菅沼委員	29	<p>使用料金の徴収方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p29の使用料の減免の後に、徴収方法の考え方も入れるべきでは</li> <li>・ 他市の設備では、一部有料化しているところもありますが、その案件が、有料・無料の判断でのトラブル防止、徴収方法についてどんなことを考えられていますか。</li> </ul>	<p>具体的な使用料金の徴収方法等については、市内公共施設や他市の類似施設を参考に検討していきます。</p>
9	菅沼委員	31	<p>庁舎閉庁時の待合室の夜間の市民利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ p31の10行目に「庁舎の待合スペースは閉館時にも市民利用ができる」とあります。</li> <li>・ これは、庁舎各階の待合スペースも夜間まで開放をすると考えてよいですか。できれば、夜間まで利用可能な多目的室のある1, 2階だけでも実現してほしい。(庁舎執務側とのセキュリティ対策が必要ですが)</li> <li>・ 2019年の基本設計ワークショップでは、市内の学生から、夜間の学習スペースがなくて困っている。ぜひ、このスペースを利用できるようにしてほしいとの要望が出されている。(場所が分かりにくいかもしれませんが、添付資料に、該当の場所を囲んであります)</li> </ul>	<p>新庁舎1階の待合スペースのみ、閉庁時に市民の皆さんに使用いただけるよう検討しています。飲食等の詳細なルールは、引き続き、庁内で検討します。</p>
10	平野委員	31	<p>新庁舎と新福祉会館がつながるのは啓蒙の面でとても良いのですが、休日の時どのように個人情報を守られるのか心配です。休日や防災時にはどのあたりにシャッターが下りる、などがありましたら、教えてください。</p>	<p>新庁舎と（仮称）新福祉会館は、開館時間が異なることから、シャッターで明確に区切るなど、個人情報の保護に努めます。</p>
11	平野委員	31	<p>テレビ・映像を市役所入口とか待合室とかマルチスペース等に議会の様子や地元放送（jcom）、地元からオリンピック選手が出たなど、地元障害者に関するニュースなど小金井に関する紹介や情報があっても良いと思います。（他区役所で用事があって待ち合わせ場所で見たと）</p>	<p>マルチスペースの利用方法等については、第4回策定委員会での議題とする予定です。</p>

質問・意見に対する回答表

資料⑥

項番	質問者	頁数	質問	回答
1 2	平野委員	3 2	新市役所や新福祉会館でも障害者団体含めた市民参加で防災訓練を行い、新市役所・新福祉会館が防災時どのように機能するかみんなに実体験してもらい、今考えている『防災時の流れ・配置』を防災訓練で不足しているものを再発見し、その都度加えるなどの工夫をするなどをお願いします。（実際に動いてわかることもある）	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
1 3	平野委員	3 2	災害時に屋上は解放するでしょうか？	現状、災害時の屋上利用については、想定しておりません。

## 小金井市受益者負担基準

企画財政部行政経営担当

# 目次

1	はじめに.....	1
2	基本的な考え方.....	1
3	原価計算.....	2
4	受益者負担率.....	3
5	適正価格の算出.....	5
6	見直し.....	6

## 1 はじめに

本市では、平成14年6月に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」を策定し、これまで使用料・手数料等の適正化に取り組んできた。

しかし、策定から15年以上が経過したこと。また、第8期小金井市行財政改革市民会議から、基本的な考え方を見直して、市民に見える形で明確化する必要があるという答申を受けたこと。これらを踏まえ、平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020の取組項目として、小金井市行財政再建推進本部での検討及び第9期小金井市行財政改革市民会議の意見を踏まえながら、新たに「小金井市受益者負担基準」を策定した。

## 2 基本的な考え方

### (1) 使用料・手数料

#### ① 使用料

行政財産の使用や公の施設の利用に対して徴収するもの

（地方自治法第225条）

例）集会施設の会議室の利用

#### ② 手数料

特定の者のためにする事務につき徴収するもの

（地方自治法第227条）

例）住民票の写しの交付

※ 本基準では、保育料などの負担金やがん検診などの市の歳入にない自己負担額などの使用料・手数料以外についても、受益者負担の対象としている。

※ 指定管理者制度を導入している施設は、条例に規定する上限額について、本基準を適用する。

## (2) 基本原則

受益者負担を徴収する目的として、「効率性の確保」「公平性の確保」「歳入の確保」「妥当性の確保」の4つを基本原則とする。

### 効率性の確保

・受益者に負担を求めることにより、施設の利用効率の低下を防止し、市民の効率的な利用を図る。

### 公平性の確保

・ある特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する。

### 歳入の確保

・受益者に負担を求めることにより、歳入を確保し、財源配分の適正化を図る。

### 妥当性の確保

・受益者負担を求めることにより、市民から理解が得られるサービスに係る必要な経費（原価）の計算や受益者負担率を明確にする。

## 3 原価計算

### (1) 算定項目

人件費	毎年度算定している職員一人あたり人件費を基に、その業務に携る人数、業務量を乗じる。  【参考】職員一人あたり人件費（平成29年度） ・正規職員 830万円／年（1分当たり70円） ・非常勤職員 240万円／年（1分当たり27円） ・再任用短時間職員 330万円／年（1分当たり37円） ※社会保険料・共済・退職手当等を含む総人件費 ※1分当たりの人件費は、常勤2,000h、短時間1,500hにて試算
維持管理費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、保険料、建物等管理委託料、土地・建物賃借料など
減価償却費	$(\text{取得価格} - \text{残存価格} 10\%) \div (\text{その資産の耐用年数} (\text{減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (大蔵省令第15号) による耐用年数}))$ *取得価格＝工事費等－補助金等

## (2) 算定方法

### ① 使用料

施設使用料は、原則として算定項目を合算し、総面積・年間使用可能時間で割り、1㎡・1時間当たりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する。

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

### ② 手数料

事務手数料は、原則として1分当たりの人件費に1件当たりの処理時間をかけたものと、減価償却費、その他経費を年間処理件数で割ったものを足し、1件当たりの原価を算出する。

$$\text{事務手数料} = (\text{1分当たりの人件費} \times \text{1件当たりの処理時間}) + (\text{減価償却費} + \text{その他経費}) \div \text{年間処理件数}$$

### ③ その他

原則的には、上記①②の計算式において算定を行うが、より適切な算定方法がある場合は、その算定方法に基づき、原価を算出するものとする。

## 4 受益者負担率

### (1) 使用料

#### ① サービスの分類

##### ア 選択性サービス

日常生活を営む上で、大半の市民が必要とするサービスを「必需的サービス」、特定の市民に必要とされるサービスを「選択的サービス」と分類する。

##### イ 市場性サービス

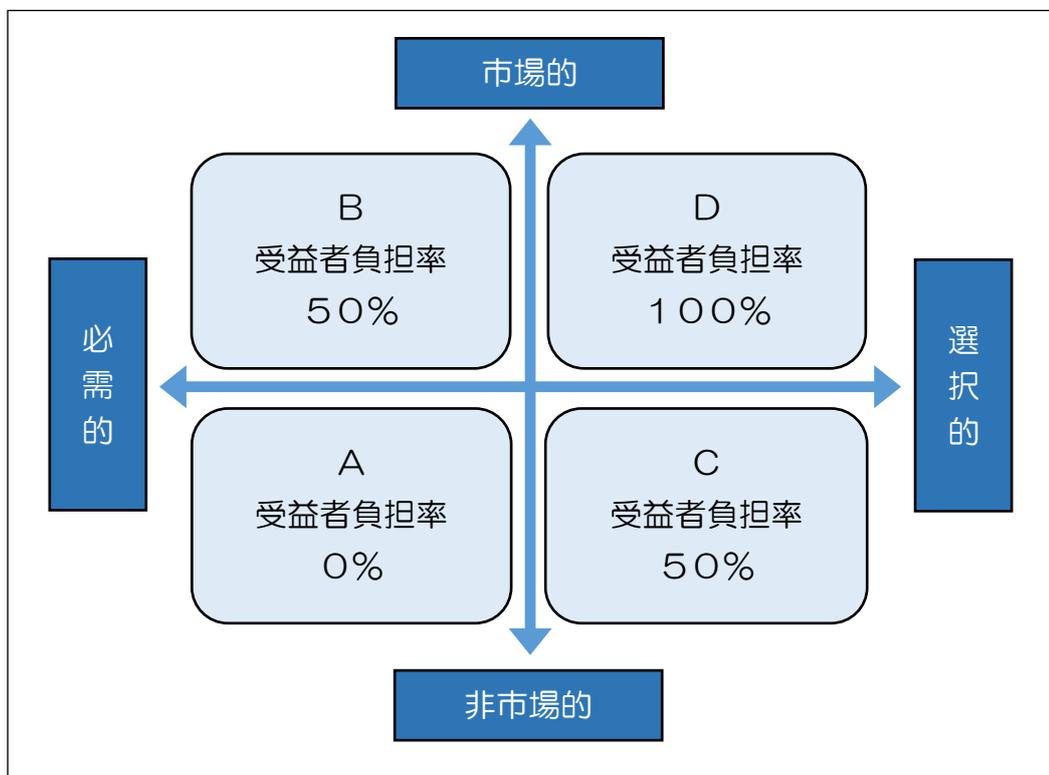
民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービスを「市場的サービス」、市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービスを「非市場的サービス」と分類する。

#### ② 受益者負担率

選択性サービスと市場性サービスに応じて下表A～Dの4区分に分け、区分ごとに受益者負担率を設定する。なお、担当課において、受益者負担率を下表以外に設定する場合、その理由を明確にする必要がある。

	区分	事例	受益者負担率
A	必需的サービス 非市場的サービス	義務教育施設、道路、公園、図書館など	0%
B	必需的サービス 市場的サービス	市営住宅・高齢者住宅、公民館など	50%
C	選択的サービス 非市場的サービス	集会施設、総合体育館、栗山公園健康運動センター、保育所など	50%
D	選択的サービス 市場的サービス	行政財産使用料、市民交流センター、自転車駐車場、駐車場、市民農園、歯科予防処置、各種がん検診、道路占用料、滄浪泉園使用料、清里少年自然の家、トレーニングルーム、プール、テニスコートなど	100%

※各区分において表中と異なる受益者負担率を設定する場合、その差の理由と根拠を明確にする。



## (2) 手数料

受益者のために提供されたサービスに要する原価の負担を求めるものであり、受益者負担率は原則として100%とする。

## 5 適正価格の算出

### (1) 算出方法

原価計算により算出した原価に受益者負担率を当てはめることにより、理論上の適正価格を求めることができる。

$$\text{適正価格} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

しかし、最終的な価格は、市民生活への影響、採算性、他市との均衡などを考慮し、決定するものとする。

### (2) 減額・免除

#### ① 減額・免除の基本的な考え方

受益者負担の基本原則から、全ての施設・全ての利用者に対して応分の負担を求めることを基本的な考え方とする。

しかし、社会政策的な配慮や特別な事情がある者については、その負担を軽減するため、統一的基準を示し、必要に応じて、条例、規則もしくは要綱等で定めることにする。

#### ② 減額・免除の統一的基準

次の場合、負担軽減の措置を講ずる。

- ア 法律などで積極的な減免措置要請があるもの（障害者基本法など）
- イ 社会福祉的な観点から社会参加の促進や経済的負担の軽減を図るもの（高齢者については、自立した社会構成員であることから応分の負担を求めていくことが、負担の公平、公正を図るものであることから、高齢者ということのみで減免は行わない。）
- ウ 公共的、公益的な利用であるもの
- エ その他生活困窮者や災害などの特別な事情や理由があるもの

### (3) その他の考慮すべき項目

#### ① 利用者区分

負担の公平性を確保するため、施設等の利用に係るサービスを受ける者の区分によって格差を設けることができる。

ア 子供（小学校卒業まで）、大人の区分を設定する場合

子供は、大人のおおむね2分の1とする。

イ 市民、市民以外の区分を設定する場合

市民以外は、市民のおおむね2倍とする。

ウ 事業を行う場合の入場料の無料、有料の区分を設定する場合

入場料が有料の場合は、無料より割増しとし、その割増率は、当面従来割増率とする。

② 他市との均衡

他市において、同種のサービスにかかる使用料や手数料については、必要に応じて価格の均衡を図る。原則として近隣7市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、国分寺市、小平市、西東京市）を比較対象とし、そのサービスによって、より適正な比較対象（多摩26市、類似団体など）があれば、それを比較対象とする。

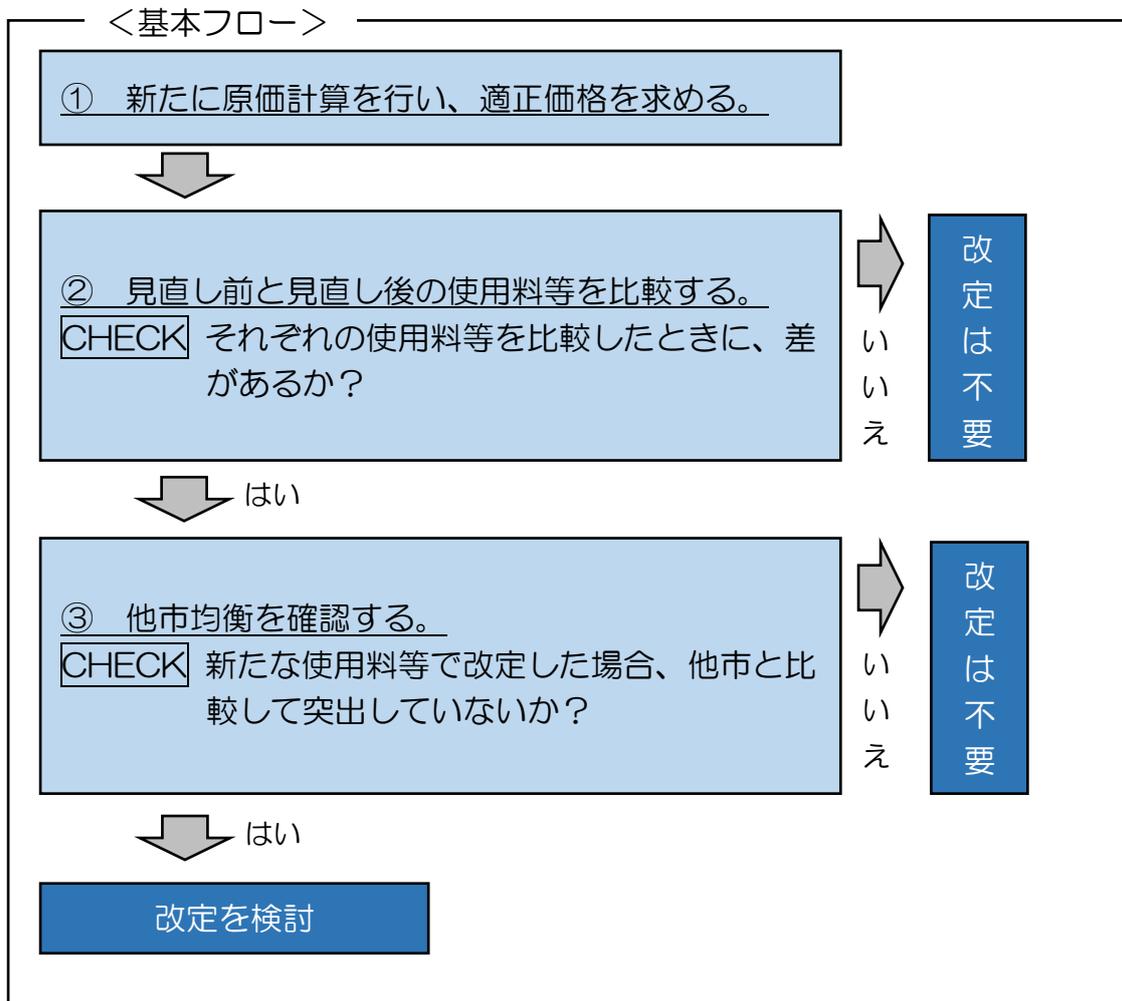
## 6 見直し

### (1) 定期的な見直し

受益者負担の適正化を維持するため、原則として3年ごとに見直し作業を行う。ただし、消費税率の改定、施設の大規模な改修、管理運営方法の変更など、現行の使用料等と大きな差が生じる場合は、3年を待たず、適宜見直しを行うこととする。

### (2) 見直し手順

見直しに係る基本的な流れは、以下のとおりとする。



### (3) 改定上限率

見直し前と見直し後の使用料等を比べ大幅な増額となる場合、利用者の急激な負担と利用率の低下を防ぐため、激変緩和措置として改定上限率を1.5倍とする。1.5倍より高い改定をする場合は、複数年度に渡り、段階的に改定を行う。ただし、見直し前の使用料等が著しく低額な場合は、この限りではない。

### (4) 無料施設の有料化

現在、受益者負担率に関係なく、使用料を徴収していない施設等が存在する。このような施設等は、受益者負担の適正化の観点から、有料化を検討することとする。

## 小金井市受益者負担基準

平成30年3月策定

編集 小金井市企画財政部行政経営担当

住 所：東京都小金井市本町6丁目6番3号

電 話：042-387-9826（直通）

メール：s010199@koganei-shi.jp